

	場合	出席停止の取扱基準	必要書類
1	本人、および同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合	症状がなくなるまで出席停止 *症状が改善しない場合は、かかりつけ医等医療機関に電話で相談し指示に従い、受診する。(相談先に迷う場合は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所・保健所)」や「新型コロナ健康相談コールセンター」へ相談)	・新型コロナウイルス感染症に関する欠席届
2	本人が、医師や保健所の指示によりPCR検査の対象者となった場合	結果がでるまで自宅待機 →陰性の場合は、医師や保健所の指示を受けて登校 →陽性の場合は5の対応	・新型コロナウイルス感染症に関する欠席届
3	本人が、濃厚接触者と特定されPCR検査を受けた場合	結果がでるまで自宅待機 →陰性の場合は、医師や保健所の指示を受けて登校(目安は2週間の自宅待機) →陽性の場合は5の対応	・新型コロナウイルス感染症に関する欠席届
4	同居する家族が、体調不良のため、あるいは濃厚接触者と特定されたために、PCR検査等を受けた場合	結果が出るまで自宅待機 →陰性の場合は、医師や保健所の指示を受けて登校 →陽性の場合は3の対応	・新型コロナウイルス感染症に関する欠席届
5	本人に感染が判明した場合	治癒するまで(医師等の判断)	・新型コロナウイルス感染症に関する欠席届 ・保健所や医師等による証明書「確認通知書」等の添付

* すべて、登校再開時には保護者記入の「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」等、必要書類を提出してください。

* 出席停止の基準は、今後の流行状況から変更となる場合があります。